

これは、法人格を持たない一般的な区の会則（規約）例です。
法人格を持つ「**認可地縁団体**」の場合は、さらに必要な規定があります。

〇〇区会則（規約）例

（目的）

第1条 本区は、会員の福利と親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資するため、次の共同活動を行うことを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 集会施設の維持管理に関する事。
- (4) 防災、防犯、交通安全に関する事。
- (5) 会員の福利と親睦に関する事。
- (6) 区の発展に関する事。
- (7) ・・・・に関する事。

（例）※地域的な社会的公共活動であれば可

（名称）

第2条 本区は、〇〇区と称する。

（区域）

第3条 本区の区域は、延岡市〇〇町〇丁目〇番から〇番までの区域とする。
【※〇〇町の全ての区域が対象の場合は、「延岡市〇〇町の区域とする。」でも可】

（事務所）

第4条 本区の主たる事務所は、宮崎県延岡市〇〇町〇丁目〇番地（公民館の所在地）に置く。
【※「区長宅に置く。」とすることも可】

（会員の資格）

第5条 本区の会員は、第3条に定める区域内に居住し、入会申込書を区長に提出した住民とする。

（役員の種別）

第6条 本区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 監事 〇人
- (5) 組(班)長 〇人

（例）※区長を除く役員は何人でも可

（役員の選任）

第7条 本区の役員は、次により会員の中から選任する。

- (1) 区長は、総会において選任する。
- (2) 副区長、会計及び監事は、区長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 監事は、区長、副区長又はその他の役員を兼ねることができない。

(4) 組(班)長は、組(班)毎に各1名選出し、改選は〇月に行うものとする。

(役員職務)

第8条 本区の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、本区を代表し、会務を総括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (4) 監事は、本区の会計を監査し、結果を総会で報告する。
- (5) 組長は、本区の運営に参画し、協議事項の審議を行う。また、市や区からの伝達事項を組員に周知するとともに会員から区費を徴収する。

(役員任期)

第9条 本区の役員任期は、次のとおりとする。ただし再任は妨げない。

- (1) 区長、副区長、会計、監事の任期は〇年とする。
 - (2) 組(班)長の任期は〇年とする。
- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、いずれも会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、年1回、区長が招集する。また、臨時総会は、区長が必要と認めた場合に、役員会の議を経て臨時に招集することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員のうち、役員を除く者の中から選出するものとする。
- 4 議長は、その総会に出席した会員のうち、役員を除く者の中から書記1名と議事録署名者2名を指名するものとする。
- 5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 6 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 8 前項の場合、その会員は出席したものとみなす。
- 9 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---|-----|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 事業結果の報告(2) 決算の報告(3) 新年度事業計画(4) 新年度予算案(5) 役員を選任(6) 規約の変更(7) 区費の額(8) その他、必要な事項 | } | (例) |
|---|---|-----|

10 総会の議事のうち、前項第6号以外の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとし、前項第6号の議事は、総会員の4分の3以上をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じ開催することとし、区長が招集する。

3 役員会は、過半数の出席で成立するものとする。

4 役員会は、区長の付議する事項を審議するとともに、総会及び役員会の議決事項の円滑な執行に当たる。

5 役員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛同で決するものとする。

(区費)

第12条 区費の額は、総会で定める。

2 区費は、組長が四半期毎に徴収し、速やかに会計に納入しなければならない。

(弔慰金)

第13条 会員が死亡した場合は、その遺族に弔慰金〇〇〇円を支出する。

(報酬)

第14条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 区長 年額 〇〇〇円

(2) 副区長 年額 〇〇〇円

(3) 会計 年額 〇〇〇円

(4) 組(班)長 年額 〇〇〇円

「〇〇規程」として別に定めることも可

(会計年度)

第15条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附 則

この会則(規約)は、〇〇年〇月〇日から施行する。